

令和5年第7回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和5年6月14日（水） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第15号報告 動産の買入れの臨時代理について

第3 第28号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について

第 1 5 号 報 告

動 産 の 買 入 れ の 臨 時 代 理 に つ い て

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令 和 5 年 6 月 1 4 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 り か

第 号報告

動産の買入れについて

町立小中学校で使用するタブレット端末を次のとおり買入れ
れる。

令和 5 年 6 月 23 日提出

島本町長 山 田 紘 平

買入れ金額 金 27,998,894 円

買 入 れ 先 住 所 大阪府中央区和泉町二丁目2番2号

氏名 株式会社内田洋行 大阪支店

大阪支店長 岡 野 清 吾

提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

第 1 5 号報告資料

動産の買入れの臨時代理について

1 動産の内容

タブレット端末

2 買入れ金額

金 2 7 , 9 9 8 , 8 9 4 円

3 契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号による。）

4 参考資料（別添）

(1) 入札調書

(2) 仕様書

タブレット端末仕様書

1. 学校GIGAタブレットPC 小学校198台、中学校47台 合計245台

<基準品> ARROWS Tab Q5010 (富士通製)
型番: FARQ3200DP

項目	内容、仕様
要件	既存のタブレット端末と同等以上のものとする 文部科学省が示すGIGAスクール構想に準拠しているスペック以上のタブレットPCとする 防滴・防塵対応であること
OS	Windows11 Pro 指定
CPU	インテル®Celeron N4020 プロセッサ(1.10GHz) 以上、2次キャッシュメモリ: 4MB以上
メモリ	8GB以上
ストレージ	eMMC または SSD方式で 64GB以上であること
表示機能	10.1型以上 IPS Alpha液晶 (1,920×1,200ドット以上) 10点マルチタッチ対応
通信機能	Wi-Fi IEEE802.11a/b/g/n/ac対応以上 Bluetooth®(Ver5.0)以上
内蔵カメラ	インカメラ: 200万画素以上 アウトカメラ: 800万画素以上
インターフェース	本体側: USB Type-A 3.1ポート×1個 以上、USB Type-C 3.1ポート×1個 以上 microSDメモリーカードスロット×1個 以上
本体重量	タブレット本体: 580g 以下 キーボード装着時: 650g 以下
バッテリー使用時間	稼働時間: 約11時間以上 (JEITA2.0測定時) 充電時間: 約2.3時間以下 (JEITA2.0測定時)

<保守保証について: 3年間の下記保守保証を付けること

1. 修理受付に関して平日の午前9時～17時の間で対応可能なコールセンターの提供が可能であること。
2. キーボードについて、PC本体とは異なるメーカーが製造する製品であったとしても、当該PC本体の購入契約と同時に購入した製品として事前にメーカー名および型番を申告した場合は、PC本体と同数の当該キーボードおよびACアダプターも保証対象機器とすること。(ACアダプターは純正品のみ対応)
3. 修理依頼をした際、故障の存在が確認できなかった場合に発生する物流費用やメーカー規定の調査料金も保証対象とすること。
4. 場所を問わず盗難による機器の紛失について、警察の届出を行ったうえで一定期間(一週間)発見されなかった場合には保証の対象とし、代替品を提供できること。
5. 取扱説明書や注意事項に従って正常に使用したにもかかわらず、保証対象機器に生じた内部の部品不具合等でメーカーの保証規定内の保証対象となる故障(自然故障)について、修理もしくは代替機器との交換が可能なこと。(但しバッテリーは除く。)
6. メーカーの保証規定内の保証対象となる自然故障について、メーカーの保証期間終了後も、本契約において、同等の保証を提供すること。(バッテリーは除く)
7. 場所を問わず破損、破裂、汚損、水濡れ、水没、天災(地震、噴火、津波等を除く)等の外部的な要因に起因する、保証対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障(物損故障)について、修理もしくは代替機器との交換が可能なこと。
8. 1回の修理費用または代替品費用が保証限度額の範囲内であれば、故障箇所や修理交換回数を問わず、何度でも保証対応が可能であること。
9. バッテリーは消耗品であるため、経年や自然消耗による性能の劣化、物損故障およびバッテリー単体の故障は保証の対象外とすること。但し、破損、水濡れ、水没等の物損故障についてはバッテリーについても、修理もしくは代替機器との交換の対象とすること。

2. MDMツールソフト及び文書管理ソフト

項目	内容、仕様 (参考: Microsoft 365 A1 for devices)
文書管理ソフト	文章作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトが標準で使用可能となり、日本国内の90%以上の企業で普及されていること。 協働学習支援ツール、遠隔・オンライン教育、コラボレーションツールが標準で使用できること。 上記ソフトがオンライン時・オフライン時の双方で使用可能なこと。
MDMツールソフト	児童生徒用端末を管理するツールを導入すること。端末紛失時には、リモートで端末の初期化およびロックに対応していること。 端末管理ツールの設定を行い、児童生徒用の端末が管理ツールから管理できる環境を構築すること。 端末設定の管理、メンテナンスができること。また、端末のシステムアップデートに関する設定が可能であること。

<各種ソフトウェアに関する特記事項>

以下に記載する、授業支援システム・セキュリティツールソフト・学習支援ソフトについては各校既存導入済のタブレット/パソコン・ノートパソコンでも使用できるよう設定を行うこと。

3.授業支援システム

項目	内容、仕様（参考：SKYMENU Cloud GIGAスクール版 拡張キット）
〔1〕	本システムを起動している学習者機のブラウザ画面（タブ）を、教員機で一覧表示したり、比較表示したりできること。また、比較表示時には、不要な画面を閉じて残りの画面だけで比較表示できること。
〔2〕	本システムを起動している学習者機のブラウザ画面（タブ）をロックできること。
〔3〕	利用者の属性ごとに本システムの各種アプリケーションや、Webページへのリンクが登録できる機能を備えていること。
〔4〕	本システムの各種アプリケーションで作成したファイルや、写真・動画等のデータを表示できること。また、ローカルに存在するファイルを、ファイルの種類を問わずアップロードできること。
〔5〕	教員から任意のファイルを指定して、学習者へ一斉 / 個別に配信できること。
〔6〕	学習者から教員に対して、ファイルの提出が行えること。また、教員機では、過去の授業も含め、授業中に提出されたファイルをサムネイルで一覧表示できること。
〔7〕	カメラで静止画、動画の撮影ができること。撮影した静止画や動画は本システムのクラウドサービスに保存されること。
〔8〕	カメラでQRコードを解析することができ、教科書等に掲載されているデジタルコンテンツにアクセスできること。
〔9〕	電子連絡板機能があり、連絡板には、自由に入力できたり、表形式で入力できること。また、共有設定することで、入力した内容が複数の連絡板に渡って情報更新されること。
〔10〕	発表ノート機能として ・白紙のページに手書き・図形描画・素材（静止画・動画・音声）貼付・文字入力が行え、自動保存・印刷が行えること。 ・教員から学習者へノート・ページを一斉・個別に配信できること。また、配信と同時に配信したノートが開かれること。 ・教員からノート・ページ・素材（静止画・動画・音声）・マーキングオブジェクトをドラッグアンドドロップ操作のみで共有スペースへ格納でき、授業に参加しているすべての学習者から取り出せる仕組みがあること。 ・ノートの回収、提出が行え、履歴が一覧で確認できること。また、教員機では、提出したノートをサムネイルで一覧表示できること。 ・1つのページを複数の学習者で編集したり、複数の学習者が個別に編集したページを一つのノートにしたグループワークが可能なこと。グループは同時に複数作成可能なこと。
〔11〕	シンプルプレゼン機能として ・写真や文字を使ってスライドを作成でき、スライドに入力できる情報を3段階のレベルで制限できること。スライドの数・画像の数・テキストの数・文字数が制限された数を超えると警告が表示され、スライドショーができなくなる仕組みを有すること。 ・レベルは、子どもの発達段階に応じて、子どもによるレベル変更許可/禁止設定も行えること。
〔12〕	ポジショニング機能として ・授業で与えられた課題に対して、学習者機の画面上にマーカを配置し、自分の考え（回答）を示すことができる機能を有すること。配置したマーカは、考えの変化に応じて何度でも再配置できること。 ・マーカを配置した理由や意見が入力できるコメント欄を有していること。また回答結果は、一覧で1人ひとり確認でき、全員分の回答を重ねて表示できること。 ・入力されたコメントに使用されている言葉をランキング形式で抽出、検索したりできること。 ・学年、組、名前を選んで、個人を特定してログインできること。なお、クラウドサービスである特性上、パスワード入力を必須とし、名前を伏せて出席番号のみを表示してログインできる機能も有すること。
〔13〕	G Suiteのアカウント情報を本システムの名簿管理に登録することで、シングルサインオンを実現できること。

4.セキュリティツールソフト

項目	内容、仕様（参考：Withsecure）
〔1〕	クラウド管理により、学内、学外を問わずクライアントの一元管理が可能なこと。
〔2〕	児童生徒が自宅からでもインターネットへアクセスした際でも安全かつ安心なWebページのみを表示させる仕組みが取られていること。
〔3〕	サードパーティアプリケーションのセキュリティパッチの適用をマルウェア対策の管理サーバから行なえること。
〔4〕	端末へのインストール型のソフトウェアであり、管理コンソールはクラウド環境での一元管理が可能なこと。

5.タブレット端末 導入設定仕様

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省令和元年12月改訂）を参考に導入すること。
- クラウド環境での利用が前提であるため、クラウド環境での利用が出来るように構築すること。
- 導入する学習ツールが利用できるように端末・アカウント管理を実現すること。
- アカウントの追加・削除・変更、児童生徒と担当教員のグルーピングの変更、アカウントに対するアクセス権限の設定、児童生徒の写真や成果物の削除・移動などが効率的に実施できること。
- 校内LANを通じてクラウド環境に接続し、学習ツールを利用するために端末に必要な設定があれば端末管理ツールを用い設定を行うこと。
- 校内LAN及びネットワーク、既存端末に於いて既存環境を変更する事態が起きた場合は既存ネットワーク管理業者に依頼すること。
また、その費用は本見積りに含むこと。
- ハードウェア・ソフトウェア（ライセンス）の購入が必要な場合は費用に含むこと。

6.その他共通事項

1) 概要

- 本調達範囲は端末等の納入と、使用するために必要となるソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認も本調達範囲に含むものとする。
- 端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても見積りに加えること。
- 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、教育総務課担当者と協議すること。
- 機器の搬入・設置に係る要件については、教育委員会及び各校と協議の上進めること。
- 搬入作業は施設を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、教育委員会及び各校と協議のうえ、対応すること。
- 導入する機器には、別紙特記仕様書によるテプララベルを貼り付けること。
- 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者は撤去し、適切に処理すること。

2) 提出書類完成図書

- 機器一覧表
- 取扱説明書・保証書・付属品
- システム設定に関する完成図書
- 端末及びソフトウェアの使用に係るマニュアル（学校設置用）
- 別紙特記仕様書に定めるタブレット端末管理台帳データ

3) 納品場所

町立小学校4校、町立中学校2校へ設置すること。学校ごとの数量については落札業者決定後に提示する。

台帳及びテープラベルに係る特記仕様書

管理台帳

1. 現在、管理台帳の対象とする機器は、今回導入する端末を含め、町立小・中学校（6校「分教室みゅーずを含む」）に配置しているすべてのタブレット端末を対象とし、台帳の整備を行うこと。なお、現在、教育委員会と学校が管理する台帳データを元に全端末を一元的に管理できる台帳の作成を行うこと。また、学校が別途管理している修理状況に係る情報及びアカウント情報を統合し、整理を行うこと。
2. 台帳記載内容
 - ① 管理用の通し番号
 - ② 端末シリアルナンバー
 - ③ 学年
 - ④ クラス
 - ⑤ 所有児童・生徒名
 - ⑥ 配置場所
 - ⑦ アカウント ID・PW
 - ⑧ 各種ライセンス期限
 - ⑨ 導入年月
 - ⑩ 端末状況（故障、修理中等）
3. 台帳についてはデータ（エクセル形式）で納品を行うこと。

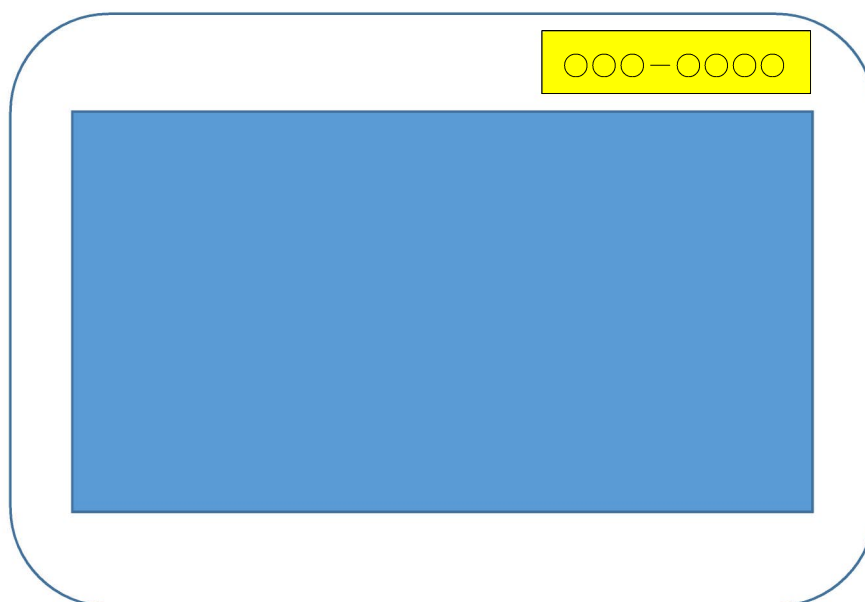
テープラベル

1. 今回導入する端末及び既存端末にテープラベルを貼り付けること。
2. 教師用タブレットと児童・生徒用タブレットでラベルの色分けを行うこと。
3. 教師用タブレットのテープラベルについてはタブレット端末の右上部に青地に黒文字、縦幅9mm横幅40mm程度で作成すること。
4. 児童・生徒用テープラベルについてはタブレット端末の右上部に黄地に黒文字、縦幅9mm横幅40mm程度で作成すること。
5. テープラベルの記載内容については、現状の付番のルールに従い、作成し、再度貼付けを行うこと。

※ 台帳イメージ

第〇小(中)学校											
番号	管理番号	シリアル番号	学年	クラス	名前	配置場所	ログインID	ログインPW	ライセンス期限	導入年月	備考
1	SMG0487	YX018YUJ	3	2	島本 一郎	3-2				R2.10	
2	SMG0488	YX020HRO	3	1	桜井 花子	3-1				R2.10	
3	SMG0489	YX012JKN	3	2	広瀬 大和	3-2				R2.10	
4	SMG0490	YX018TEW	3	2	東大寺 和子	3-2				R2.10	
5	SMG0491	YX014KIO	3	2	〇〇 〇〇	3-2				R2.10	
6	SMG0492	YX011HUG	3	2	〇〇 〇〇	3-2				R2.10	
7	SMG0493	YX01571NH	3	1	〇〇 〇〇	3-1				R2.10	
8	SMG0494	YX0151QR	3	2	〇〇 〇〇	3-2				R2.10	
9	SMG0495	YX016SCB			予備機	職員室				R2.10	

※ テープラベル貼付イメージ



入 札 調 書

- 1 件 名 島本町立小中学校タブレット購入
- 2 入 札 日 時 令和5年5月24日 午前10時00分
- 3 予 定 価 格 ￥28,786,450－ [￥26,169,500－]
- 4 最低制限価格 ￥－ [￥－]
- 5 最低入札価格 ￥－ [￥－]
- 6 落 札 価 格 ￥－ [￥－]

※ [] 内は、入札書比較価格

業 者 名	入札回数	第 1 回	摘 要
株式会社内田洋行 大阪支店		－	不調
扶桑電通株式会社 関西支店		－	入札辞退
Dynabook株式会社 西日本支社		－	入札辞退
富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部		－	入札辞退
富士電機ITソリューション株式会社 西日本事業本部		－	入札辞退
NECフィールディング株式会社 大阪支店		－	入札辞退
		以上	

第 2 8 号 議 案

島本町特別支援委員会委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年 6 月 1 4 日 提出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

令和5年度島本町特別支援委員会委員名簿（案）

	氏名	規則での名称	所属
1	田中 美穂	学識経験を有する者	大阪府立高槻支援学校
2	中小路 隆裕	町立小・中学校の学校医又は 高槻市医師会が推薦する者	高槻市医師会
3	佐々木 淳平	町立小・中学校の教職員	島本町立第二小学校
4	松本 剛	町立小・中学校の教職員	島本町立第一中学校
5	品村 健太郎	町立小・中学校の教職員	島本町立第四小学校
6	石橋 孝之	町立小・中学校の教職員	島本町立第二中学校
7	坂本 佳彦	町立小・中学校の教職員	島本町立第三小学校
8	内泉 達彦	町立小・中学校の教職員	島本町立第二中学校

島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

別表（第2条～第4条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町特別支援委員会	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の規定に基づき、障害のある児童、生徒等の小・中学校への就学の際に必要な事項について、専門的知識を有する者の意見を聴取し、意見書を作成の上、教育委員会に意見を具申する。	10人以内	(1)学識経験を有する者 (2)町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 (3)町立小・中学校の教職員

島本町特別支援委員会規則（抜粋）

（組織）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表

に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 1人
- (3) 町立小・中学校の教職員 8人以内

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末の日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。